

# 指定介護予防訪問介護・銭形企画訪問介護事業所 運営規程

## 第1条（事業の目的）

株式会社銭形企画が設置する銭形企画訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態にある利用者に対し、指定介護予防訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防訪問介護の提供を確保することを目的とする。

## 第2条（指定介護予防訪問介護運営の方針）

事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 事業の実施に当たっては、指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村・地域の医療・保険・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

## 第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 銭形企画訪問介護事業所
- (2) 所在地 京都市下京区黒門通五条下る柿本町 594 番地 13

## 第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定介護予防訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 4名

- ① 介護予防訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ③ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ④ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員（常勤12名、非常勤15名）

介護福祉士 9名

2級課程修了者名 18名

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定介護予防訪問介護の提供に当たる。

## 第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 利用者の要請に柔軟に応じる。

## 第6条（サービスの内容）

本事業所で行う指定介護予防訪問介護は、地域包括支援センター又は利用者本人等の作成した居宅介護予防サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、介護予防サービス計画が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者等との協議によって選定し、サービスを行うものとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ①排泄・食事介助
  - ②清拭・入浴・身体整容
  - ③体位変換
  - ④移動・移乗介助、外出介助
  - ⑤その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
  - ①調理
  - ②衣類の洗濯、補修
  - ③住居の掃除、整理整頓
  - ④生活必需品の買い物
  - ⑤その他必要な家事

## 第7条（指定介護予防訪問介護の形態）

指定介護予防訪問介護の形態は、滞在型訪問介護、昼間巡回型訪問介護、早朝・夜間・深夜訪問介護の3種とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 滞在型訪問介護は、30分及び1時間を単位として午前8時から午後6時の間に、前項に定めるサービスを行う。
- (2) 昼間巡回型訪問介護は、30分以上を単位として午前8時から午後6時までの間に、前項に定めるサービスを行う。
- (3) 早朝訪問介護は、午前5時から午前8時、また、夜間訪問介護は、午後6時から午後10時まで、深夜訪問介護は、午後10時から翌日の午前5時までの間にそれぞれ30分を単位として、前項に定めるサービスを行う。

## 第8条（指定介護予防訪問介護の利用申込及び派遣の決定）

指定介護予防訪問介護を利用しようとする者は、別記様式による介護サービス利用申請書を事業所あて提出するものとする。

- 2 管理者は、介護サービス利用申込書を受理後速やかに派遣の可否を決定し、本人へ通知する。ただし、緊急を要する場合にあっては、申込書の提出は事後でも差し支えないものとする。

## 第9条（指定介護予防訪問介護の内容）

指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護計画の作成
- (2) 介護予防訪問介護費（Ⅰ）…1週に1回程度
- (3) 介護予防訪問介護費（Ⅱ）…1週に2回程度
- (4) 介護予防訪問介護費（Ⅲ）…1週に2回を超えた場合

#### 第 10 条（指定介護予防訪問介護の利用料等）

指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前 3 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 4 指定介護予防訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

#### 第 11 条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、京都市内の区域とする。

#### 第 12 条（衛生管理及び訪問介護員等の健康管理等）

事業所は、指定介護予防訪問介護に利用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、訪問介護員等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

#### 第 13 条（緊急時等における対応方法）

訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### 第 14 条（苦情処理）

指定介護予防訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### 第 15 条（個人情報保護）

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

#### 第16条(損害賠償)

事業所は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### 第17条(その他運営に関する重要事項)

本事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 訪問介護員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 5 事業所は、指定介護予防訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低2年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社銭形企画と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。